

特別養護老人ホームさとづか三清荘入所 料金表

利用料金の目安は、下記の

「①基本料金」+「②居住費・食費」+「③共通加算」+「④該当加算」 でご確認ください。

※1単位は10.14円となり、表記の金額は自己負担額1割で計算しています。

※自己負担額が、2～3割負担の方は、①、③、④の料金が、それぞれ2～3倍となります。

①基本料金

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
基本料金(日額)	679円	750円	826円	898円	968円

②居住費・食費

利用者負担段階				居住費 日額	食費 日額	居住費・食費 合計日額
	所得要件		資産要件(預貯金等)			
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で生活保護を受給者または老齢福祉年金受給者			880円	300円	1,180円
第2段階	世帯全員が 市民税非課税 で、年金収入 金額+その他 の合計所得金 額が	80万円以下	単身で650万円 (夫婦で1,650万円 以下)	880円	390円	1,270円
第3段階①		80万円超120 万円以下	単身で550万円 (夫婦で1,550万円 以下)	1,370円	650円	2,020円
第3段階②		120万円超	単身で500万円 (夫婦で1,500万円 以下)	1,370円	1,360円	2,730円
第4段階	住民税課税世帯または預貯金額が一定額以上の方			2,066円	1,445円	3,511円

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含まます
※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除きます
※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得年金調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用います
※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です

③体制加算:基本料金に共通して加算される費用の一例

加算項目	内容	単位数	日額
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している	4単位	4円
日常生活継続支援加算2	入居者の介護度、日常生活自立度の割合が基準を上回る	46単位	46円
夜勤職員配置加算Ⅱ	施設で定められた夜勤帯の人数が基準を上回る	18単位	18円
介護職員等処遇改善加算	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に14%を乗じた単位数		

④該当加算:基本料金に該当者のみ加算される費用の一例

加算項目	内容等	単位	額
排せつ支援加算	排泄にかかる要介護状態が軽減される場合(最大6月)	10単位 15単位 20単位	10円/月 15円/月 20円/月
褥瘡マネジメント加算	褥瘡の発生を予防するため、定期的な評価を実施し、計画的に管理した場合。	3単位 13単位	3円/月 13円/月
療養食加算	病養食の提供(1日3回を限度)	6単位	6円/回
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い方に対し、改善する為の計画に基づいた栄養管理を行う場合。	300単位	304円/月
経口維持加算(Ⅰ)	経口による食事を摂取している方で、誤嚥が認められ、医師等により特別な管理を行った場合。	400単位	405円/月
個別機能訓練加算	機能訓練指導員による計画のもと計画的に機能訓練を実施した場合。	12単位 20単位	12円/日 20円/月
看取り介護加算	医師、看護、介護職員とが共同して本人またはその家族に対して十分な説明を行い、合意を得ながらその人らしさを尊重した看取り介護を行った場合。	72単位 144単位 680単位 1,280単位	日数により変動

※利用料金は加算の増減、法改正や経済事情により変更になることがあります。